

ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）に反対し、その根絶のための  
法規制を求める意見書

ヘイトスピーチが、近年、社会問題化している。

平成26年12月9日、最高裁判所は、在日コリアンの子どもらが通学する京都朝鮮第一初級学校の付近に於いて「朝鮮人を保健所で処分しろ」、「スパイの子ども」、「日本からたたき出せ」、「ゴキブリ、ウジムシ、朝鮮半島へ帰れ」等大音量で連呼するなど、在日コリアンに対するいわゆるヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らの上告を退け、これらの行為を人種差別と認め、賠償の支払いと街宣活動の差し止めを命じた大阪高裁判決が確定した。

ヘイトスピーチが憲法及び我が国も批准する人種差別撤廃条約の趣旨に照らして許されないと司法の明確な判断が下された。

奈良県においても平成23年、御所市の水平社博物館前において、差別用語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別・侮辱する街頭宣伝行為を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡し確定している。

国連人種差別撤廃委員会は平成26年8月29日、異なる人種や少数民族に対する差別をおおるヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、「捜査を行い、必要な場合に起訴するべきだ」と日本政府に対して勧告した。

福知山市においても、人間の存在や命の尊厳を侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会に、あらゆる方法で実施される人権施策を通して、人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって基本理念である「共に幸せを生きる」共生社会の実現に努めている。

しかし、福知山市内でも平成25年6月にヘイトスピーチが行われている。

福知山市には848人の外国籍の人たちが在住しているが、これらの人たちの生存権をおびやかすものである。

ヘイトスピーチは、特定の個人を対象にした場合には刑法上の処罰や民法上の損害賠償を求めることは可能だが、不特定多数を対象にした場合にはいかに傷ついても現行法上は対応できない。

よって、政府におかれてはヘイトスピーチに対し毅然とした立場で臨み、ヘイトスピーチ根絶のための国内法の整備を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月3日

衆議院議長 大 島 理 森 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
法務大臣 上 川 陽 子 様  
総務大臣 高 市 早 苗 様

福知山市議会議長 田 中 法 男